

入院患者さんへ

## 入院時食事負担額変更のお知らせ

この度、健康保険法等の規定に基づき、2025年4月1日から、入院時の食事負担額が下記の通り変更となります。ご迷惑をお掛けし誠に申し訳御座いませんが、何卒ご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

記

2025年3月31日まで		2025年4月1日以降	
所得区分	食事代(1食)	所得区分	食事代(1食)
一般所得	490円	一般所得	<u>510円</u>
区分Ⅱ	230円	区分Ⅱ	<u>240円</u>
区分Ⅰ	110円	区分Ⅰ	110円

※ 所得に応じて、1食につき10円～20円食事負担額が上がります。ご了承ください。

※ 当院でマイナ保険証を利用する方は、オンライン資格確認にて「区分Ⅰ」・「区分Ⅱ」に該当するか確認します。

- ・区分Ⅱ = 70歳以上で市町村民税非課税世帯の方
- ・区分Ⅰ = 70歳以上の市町村民税非課税世帯の方で、所得が一定の基準に満たない方  
【区分Ⅰの対象となる方の食事負担額については据え置きとなります】

※ 70歳未満の方でも、オンライン資格確認にて「区分オ」に該当する方は、[1食240円]の負担金額となります。

※ マイナ保険証を利用しない方で、「区分Ⅱ」・「区分Ⅰ」の対象となる方は、[健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証]の提出が必要となります。

以上

